

N . E さん (原告番号 1 4)

私は原告番号 1 4 番の N . E です。現在 6 4 歳です。

私は、昨年 9 月から生活保護を受けることになりました。それまでは、横浜市戸塚区から東京駅まで片道一時間半の通勤ラッシュの電車にゆられ主にトイレ掃除の仕事をしてきました。私は中国で 2 6 年間小学校の教師をしてきましたが、日本に来てから、男性のトイレ掃除をするたびに、情けなさや恥ずかしさで毎日涙を流してきました。

私は、3 つの時に、一握りのアヘンと一緒に売春婦の養母に預けられたそうです。その後、旅芸人であった第 2 の養父とあちこちの街を転々としました。

2 9 歳の時に、死ぬ間際の養父から、私が日本人であることを初めて聞きました。同じ年、私は文化大革命により、日本人であるという理由だけで教師を首になり、やむなく土管工事などで生活を立てました。

私には 1 9 7 2 年の日中国交回復のニュースはまったく届きませんでした。それから 7 年後の 1 9 7 9 年になってようやく国交回復を知り、祖国への帰国を強く望むようになりました。中国政府は、国交回復前から私が日本人であることを知っていたので、私の消息の把握が困難であったという国の言い分は、自分の落ち度を中国政府のせいにしていきます。

私は、1 9 8 1 年から厚生省に何度も手紙を書きましたが、最初の返事が来たのはなんと約 4 年後のことでした。私に対する返事を書くだけで 4 年もかかるという正当な理由はどんなに探してもみつからないと思います。

1 9 8 5 年に訪日調査に参加しましたが、肉親が見つからず、それから永住帰国まで 2 年もかかりました。その間私は厚生省に対し、何度も帰国を願う手紙を書いていたにもかかわらず、早期の帰国は実現しなかったのです。

日本政府は、永住帰国後日本語教育を受け、定年まで清掃会社に勤務し、厚生年金を受けているから自立支援義務違反は認められないといっているそう

ですが、私の本当の姿をまったくみていない無責任な発言です。不自由な日本語を話して必死で働いても、1ヶ月4万8000円の厚生年金しかもらえず、これだけでは生活できないので、大変残念ながら生活保護を受ける決意をしたのです。私のこの無念さをぜひわかってください。

夫と一緒に帰国しましたが、夫の暴力が原因で離婚しました。言葉が通じないので友達もふえません。身元が判明していないので、肉親もいない寂しさに押しつぶされそうです。

どうか、私たちの姿をまっすぐみてください。

どうか、私たちのこのような悲惨な状況を理解してください。

以上です。どうぞよろしくおねがいします。